

制 定 令 和 4 年 4 月 1 日  
改 正 令 和 4 年 10 月 12 日  
改 正 令 和 5 年 2 月 1 日

## 令和 4 年度島根県中小企業制度融資実施要領

この要領は、島根県中小企業制度融資要綱（昭和 47 年島根県告示第 239 号。以下「要綱」という。）に基づき、制度融資の円滑かつ適正な運用実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

### 第 1 申込みから融資までの手続（要綱第 8 条、第 9 条、第 10 条）

1. 融資の申込手続は、別表第 1 に定めるところによる。
2. 融資申込の受付は、原則として 4 月 1 日から開始する。
3. 認定者、商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）、島根県商工会連合会（以下「商工会連合会」という。）、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）、取扱金融機関及び島根県信用保証協会（以下「保証協会」という。）は、別表第 1 に定めるところにより、速やかに融資の手続を行い、円滑な融資が行われるよう努めるものとする。

### 第 2 審査及び融資条件の認定（要綱第 9 条）

1. 要綱第 9 条に定める認定者は、次のとおりとする。
  - (1) 再生支援資金 知事
  - (2) 小規模企業特別資金 商工会議所会頭又は商工会会長（以下「商工会議所会頭等」という。）
  - (3) (1)及び(2)以外の資金 保証協会会長
2. 認定者は、別表第 2 に定める審査運用基準により融資の認定等を行うものとする。
3. 知事は、認定に当たって商工会議所、商工会、中央会、商工会連合会、産業振興財団、取扱金融機関及び保証協会の意見を聞くことができる。
4. 保証協会会長は、認定に当たって県中小企業課、商工会議所、商工会、中央会、商工会連合会、産業振興財団及び取扱金融機関の意見を聞くことができる。
5. 商工会議所会頭等は、小規模企業特別資金の認定に当たっては、次に掲げる者のうちから委嘱する 5 人以上の委員をもって構成する融資審査会を開催するなど、地元市町村や学識経験者等の意見を聞いて判断することとする。
  - (1) 商工会議所又は商工会の役職員
  - (2) 市町村の職員
  - (3) 金融機関の職員
  - (4) 学識経験者
6. 認定額の単位は、10 万円とする。

### 第 3 指定再生手続開始申立等事業者の指定（要綱第 3 条）

1. 知事は、指定再生手続開始申立等事業者の指定にあたっては、該当地域の商工会議所会頭等に意見を聞くものとする。
2. 指定再生手続開始申立等事業者の指定要件は負債金額（金融機関からの借入金額を除く。）が概ね 5,000 万円以上であるものとする。ただし、中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人

の経営に重大な影響を及ぼすとして、商工会議所会頭等より特に意見があったものについては、この限りではない。

#### 第4 取扱金融機関等の報告事項（要綱第14条）

1. 取扱金融機関は、融資を行った資金について融資状況を整理しておくものとする。
2. 保証協会は、毎月の制度融資の保証状況及び第2の1.(3)に基づく認定状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

#### 第5 資金措置（要綱第5条）

1. 要綱第5条で定める預託金の利率及び協調倍率は、別表第3のとおりとする。（別表第3省略）
2. 預託金は、各資金の令和4年2月末融資残高に応じて令和4年4月1日に預託し、それを令和4年8月末融資残高に応じて令和4年10月3日に調整する。

#### 第6 損失補償（要綱第16条）

1. 県が保証協会に対して行う損失補償の限度額は、保証総額の10分の1に相当する額とする。ただし、県が設定する中小企業制度融資損失補償金に係る債務負担行為の限度額を限度とする。
2. 損失補償額は、次に定める額に、別途締結する契約で定める資金ごとの損失補償割合を乗じて得られる額とする。
  - (1) 保証協会が、責任共有制度の対象となる融資において部分保証方式を選択する金融機関に対して実施した代位弁済又は責任共有制度の対象とならない融資において実施した代位弁済については、その代位弁済額から日本政策金融公庫からの保険給付額を控除した額
  - (2) 保証協会が、責任共有制度の対象となる融資において負担金方式を選択する金融機関に対して実施した代位弁済については、その代位弁済額から日本政策金融公庫からの保険給付額を控除した額の5分の4に相当する額
3. その他必要な事項は、契約で定めるものとする。

#### 第7 融資対象者（要綱第6条）

1. 要綱第6条(1)の融資対象業種を営んでいる期間は次のとおり取り扱う。
  - (1) 個人にあつては、個人成りの場合や相続又は事業承継等によって事業を引き継ぐ者は、事業歴を通算できる
  - (2) 法人にあつては、法人成りの場合や事業譲渡又は事業承継等によって事業を引き継ぐ者は、事業歴を通算できる

#### 第8 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、県、商工会議所、商工会、中央会、商工会連合会、産業振興財団、取扱金融機関及び保証協会が協議して決定するものとする。